


小城郡合併協議会 協議事項調整内容

小城郡合併協議会

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	市章、市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌、キャッチフレーズ イメージキャラクター、宣言、名誉市民、意匠登録
調 整 の 内 容	(案) 市章、市旗、市民憲章、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定めるものとする。なお、旧町の歌も地域の歌として残していくものとする。 市の花、市の木、市の鳥、イメージキャラクター、意匠登録、宣言については、新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターも地域のキャラクターとして残すものとする。 名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新市に引き継ぐものとする。		

調 査 町 名	小 城 郡 4 町 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	小 城 町	三 日 月 町	牛 津 町	芦 刈 町	
町 章	 昭和33年1月制定 1 小城の「小」を図案化したもので、中央は限りなく向上をあらわし、両側にひろがる扇形は協調と安定を象徴したものである。	 昭和43年10月制定 全体の形を三日月町の三日月を図案化している。 左右対称とし、両者が弧によって安定し、お互いが手をとりあって、和の精神で、円満で豊かな町民性を表している。 左右に出ている三本は鳥の羽根を表わし、町の三大産業(第1~3次産業)の向上発展を象徴したものである。	 昭和43年10月制定 1「ウ」と「シ」(翼状)の組合せを図案化したもので、円は町民の和合と団結を希(ねが)い、翼は町の飛躍発展を象徴	 昭和42年4月制定 あこがれの鳥鳳凰を抽象化して「刈」の字とし、芦刈町を背負って大空に大きく飛ぶ姿の構図で、翅が円を描いているのは、町民の団結融和を意味し、町の永遠の発展を象徴している	合併後、新市のイメージに合わせた市章を作成する。 なお作成については公募とする。
町 旗 規 格	1 町旗の大きさは、縦2に対し横3の割合とする 2 マークの中心は、旗の中心とする	規 格 1 町旗の大きさは、縦2に対し横3の割合とする 2 マークの中心は、旗の中心とする 3 町旗の地色は、緑色とし、マークは白色とする	規 格 1 町旗の大きさは、縦2に対し横3の割合とする 2 マークの中心は、旗の中心とする 3 町旗の地色は、紫色とし、マークは白色とする	規 格 特に定めなし。	市旗については、新市において新たに定める。
町 民 憲 章	制 定 (内 容 別 紙 記 載)	制 定 (内 容 別 紙 記 載)	制 定 (内 容 別 紙 記 載)	制 定 (内 容 別 紙 記 載)	市民憲章については、新市において新たに定める。
町の花	桜	コスモス	サザンカ	ツツジ	市の花、木、鳥については新市において必要性も含めて検討する。なお、制定するものについては公募によるものとする。
町の木	梅	キンモクセイ	ラカンマキ	キンモクセイ	
町の鳥	なし	なし	なし	なし	
町の歌	小城音頭 新小城音頭 小城で会いましょう	三日月音頭 三日月小唄 三日月灯り 三日月ふれあい祭り唄	牛津音頭 長崎街道夏まつり	芦刈音頭 芦刈小唄 ここは芦刈“おいらの故郷”	合併後、新市のイメージソングを作成する。 なお、旧町の歌も地域の歌として地域のイベント、祭り等で活用し、残していくものとする。
キャッチフレーズ	『人が輝き集う里 みんなが主役のまちづくり』	『人がまんなか 笑顔が集う条里のさと・みかつき』	あ・い・うしづ ~あいされるまち、あいされるひと~	生活と自然を大切にする『佐賀ムツゴロウ王国芦刈』	新市まちづくり計画において決定されるキャッチフレーズ等を参考とし、新市において将来像を表すキャッチフレーズを決定する。

小城郡合併協議会 協議事項調整内容

小城郡合併協議会

協 定 項 目		慣行の取扱い		関 係 項 目	
調 整 の 内 容					
調 査 町 名	小 城 郡 4 町 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	小 城 町	三 日 月 町	牛 津 町	芦 刈 町	
町	イメージキャラクター なし	ミカちゃん 	なし	ピョント 	新市において必要性も含めて検討する。 なお、旧町のキャラクターも地域のキャラクターとして地域のイベント、祭り等で活用し、残していくものとする。
別	宣 言 交通安全都市宣言（S59） 非行・暴力追放宣言の町	なし	交通安全宣言の町（S50）	なし	宣言については、新市において必要性も含めて検討する。
内	名誉町民 小城町名誉町民条例 （内容別紙記載）	三日月町名誉町民条例 （内容別紙記載）	牛津町名誉町民条例 （内容別紙記載）	なし	名誉町民は新市に引き継ぐものとする。 新市の名誉市民条例を制定する。
容	意匠登録 なし	なし	なし	意匠に係る物品 「のぼり」 意匠権者 芦刈町、(株)城島旗染工 登録年月日 平成13年2月9日 商標登録 「ムツノポリ」 登録年月日 平成12年10月6日 「ピョント」 登録年月日 平成13年3月2日 現在、「佐賀ムツゴロウ王国芦刈」の商標 登録申請中	新市において、意匠登録の内容変更が必要か検討する。

【参考資料20-1】

町民憲章、名誉町民条例

小城町	三日月町	牛津町	芦刈町
<p>町民憲章（S57.10 制定）</p> <p>私たちは、小城町民であることに誇りをもち、郷土を愛し町の繁栄とお互いの幸福を築くために、この憲章を定めま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 私たちは、郷土の歴史に学び、教養を高めて、文化豊かな町づくりをめざしましょう。 一 私たちは、自然を愛し、水と緑の住みよい町づくりに努めましょう。 一 私たちは、たくましい体とすこやかな心で、明るい家庭をつくりましょう。 一 私たちは、心のふれ合いを大切にし、老人を敬い、子どもの夢を育てましょう。 一 私たちは、働くことに生きがいを求め、力を合わせて産業の近代化に努力しましょう。 	<p>町民憲章（H元.9 制定）</p> <p>わたくしたちは、伝統と恵まれた自然の中に育った三日月町民であることに誇りをもち、郷土の発展のためこの憲章を定めま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、心のふれ合いを大切にし 生きがいのある町をつくりましょう 一、ふるさとの自然を愛し 住みよい町をつくりましょう 一、働くことに喜びをもち 豊かな町をつくりましょう 一、教養を深め 文化のかおり高い町をつくりましょう 一、スポーツに親しみ 健康で明るい町をつくりましょう 	<p>町民憲章（S56.5 制定）</p> <p>わたくしたちは、先人がはぐくみ育てた郷土を愛し、誇りをもって「心のふれあう活力の町うしづ」をつくるために、この憲章を定めま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 わたくしたちは教養をたかめ、文化のかおり高い町をつくりましょう 一 わたくしたちはすこやかな心とたくましい体をつちかひ、あかるい町をつくりましょう 一 わたくしたちは自然を大切にし、美しく清潔な町をつくりましょう 一 わたくしたちは豊かな心で手をつなぎ、おおらかであたたかい町をつくりましょう 一 わたくしたちは仕事に励み、うるおいのある豊かな町をつくりましょう 	<p>町民憲章（S61.2 宣言）</p> <p>わたくしたちは、先人の血と汗による開拓の歴史と、進取不屈、和合一致の精神風土に誇りをもち、「ふるさと芦刈」を、より明るく、豊かで住みよい郷土にするため、この憲章を定めま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、わたくしたちは、伝統を受けつぎ、教養を高めて、文化の香り高い町をつくりましょう 一、わたくしたちは、すこやかな心と、たくましい体を養い、活力ある町をつくりましょう 一、わたくしたちは、緑ゆたかな自然を愛し、美しく清潔な町をつくりましょう 一、わたくしたちは、心のふれあいを大切にし、おおらかであたたかい町をつくりましょう 一、わたくしたちは、仕事に誇りと生きがいを持ち、実り豊かな町をつくりましょう
<p>小城町名誉町民条例（S54.7 制定）</p> <p>1．称号を贈る条件 本町の発展、公共の福祉の増進又は文化の発展向上に偉大な貢献をなし、その功績顕著にして、本町の誇りとして充分価値ある人物であること</p> <p>2．推挙 町長が議会の同意を得て推挙する</p> <p>3．顕彰 名誉町民の称号を証する証書及び名誉町民章を交付する</p> <p>4．礼遇 (1) 町の主催する重要な式典及び行事に招待すること (2) 名誉町民としてふさわしい礼遇をすること</p>	<p>三日月町名誉町民条例（S63.7 制定）</p> <p>1．称号を贈る条件 本町の発展、公共の福祉の増進又は文化の発展向上に偉大な貢献をなし、その功績顕著にして、本町の誇りとして充分価値ある人物であること</p> <p>2．推挙 町長が議会の同意を得て推挙する</p> <p>3．顕彰 名誉町民の称号を証する証書を交付する</p> <p>4．礼遇 (1) 町の主催する重要な式典及び行事に招待すること (2) 名誉町民としてふさわしい礼遇をすること</p>	<p>牛津町名誉町民条例（S56.6 制定）</p> <p>1．称号を贈る条件 本町の発展、公共の福祉の増進又は文化の発展向上に偉大な貢献をなし、その功績顕著にして、本町の誇りとして充分価値ある人物であること</p> <p>2．推挙 町長が議会の同意を得て推挙する</p> <p>3．顕彰 名誉町民の称号を証する証書を交付する</p> <p>4．礼遇 (1) 町の主催する重要な式典及び行事に招待すること (2) 名誉町民としてふさわしい礼遇をすること</p>	なし